

別紙様式第6号（第108条第2項第5号関係）（平14内府令17・全改、平14内府令50・平18内府令49・一部改正、平19内府令61・旧別紙様式第22号繰上・一部改正、令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

主要な株主又は出資者の名簿

総株主等の議決権の総数(a)		個		設立企画人との関係
氏名、商号又は名称	保有する議決権の数 (b)	割 (b/a)	合 (a)	
	個		%	
計	個		%	

（記載上の注意）

1. 「総株主等の議決権」とは、第108条第2項第5号イに規定する総株主等の議決権をいう。
2. 「議決権」とは、第108条第2項第5号イに規定する議決権をいう。
3. 保有する議決権の数が多い順序に従い10名（法人を含む。）について記載すること。
4. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。